

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和3年4月23日

山形地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 山形地方検察庁 令和3年第2号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和3年4月23日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成29年5月21日から令和元年7月25日までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
秋谷拓が、複数の貸金業者名で業として行った
ア 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項後段違反の罪のうち、法定の1年当たり20パーセントを超える割合による利息を受領した行為
イ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第3項後段違反の罪のうち、法定の1日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為
(主な犯行態様については後記4(2)を参照)
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 検察官が既に把握している貸金業者名等
ア 使用した貸金業者名
紺、近、関、宮、斉、南、滝、和、森、江、清、神、五、村、白、福、岡、高、西、竹、稲、板、辻、鏑、渡、日、田中、小島、神田、斉藤、江口、アダチ、イズ、滝一、紺野一、関玄一、斎藤一、近藤一、神谷勝、岡一、関玄介、関一、福田一、白石一、梅谷、宮本、橋本、双栄企画
イ 犯行に使用した電話番号
090-1617-3866、080-8060-1297、080-7881-7058、080-8170-3311、090-3049-4830、080-8086-3183、080-2175-1231、070-4112-6114、090-1452-1896、090-1052-8090、070-4071-3494、070-4357-1155
ウ 利息等を受領するために使用された金融機関の預貯金口座
三井住友銀行岡山支店 比嘉 友和名義 口座番号894047
三井住友銀行幡ヶ谷支店 中澤 圭江名義 口座番号6855350
三井住友銀行高田馬場支店 比嘉 友和名義 口座番号4088826
三井住友銀行はびきの出張所 長谷川 広高名義 口座番号536889
三井住友銀行ひばりヶ丘支店 赤坂 直哉名義 口座番号6953384
三井住友銀行川口支店 相馬 伸之介名義 口座番号4547231
三井住友銀行名古屋駅前支店 岡本 誠名義 口座番号7812775
三井住友銀行三ツ境支店 柳田 隆行名義 口座番号6733917
きらぼし銀行池袋支店 丹戸 昭春名義 口座番号5023988

きらぼし銀行二本松支店 坂本 弘和名義 口座番号640488
三菱UFJ銀行柏支店 宮脇 宣広名義 口座番号517742
りそな銀行青戸支店 福嶋 繁名義 口座番号30148
武蔵野銀行所沢支店 菊池 健一名義 口座番号1063453
千葉銀行関宿支店 長妻 義巨名義 口座番号3335352
神奈川銀行上大岡支店 岡本 孝行名義 口座番号5020494
ゆうちょ銀行〇五八支店 堀内 ミラ名義 口座番号4713756
ゆうちょ銀行〇六八支店 間中 玲衣夏名義 口座番号3852662
ゆうちょ銀号〇五八支店 松田 圭一名義 口座番号66939
豊橋農業協同組合福岡支店 伊村 智之名義 口座番号59178
北大阪農業協同組合南支店 鈴木 佑弥名義 口座番号60651
福岡市農業協同組合樋井川支店 板谷 多紀子名義 口座番号59573
神奈川つくい農業協同組合原宿支店 坂本 弘和名義 口座番号30505
東京あおば農業協同組合赤塚支店 稲垣 成美名義 口座番号44128
大阪南農業協同組合藤井寺支店 岩永 良子名義 口座番号52834
東京シティ信用金庫池袋本町支店 株式会社ワールド食品センター名義 口座番号3543
58

(2) 主な犯行態様

ア 入手した名簿に基づき、借受人の携帯電話に電話をかけ、又はショートメールを送信して勧誘し、借金の依頼があれば、借受人の口座へ銀行のATM等から現金を振り込んで貸し付ける(利息・手数料を天引き)。

イ 元金・利息の返済は、天引き、あるいは被告人が管理する他人名義の預貯金口座へ振込入金させて回収する。

5 開始決定の時点における給付資金の額 金258万4,128円(令和3年3月19日現在)

6 支給申請期間 令和3年4月23日から同年6月23日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人の氏名 秋谷 拓

(2) 裁判所名 山形地方裁判所

(3) 裁判年月日 令和2年7月13日

(4) 確定年月日 令和2年7月28日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、千葉県知事の登録を受けずに貸金業を営み、かつ、業として多数人に対して金銭を貸し付け、貸付けの元金及び法定の利率を超える利息を受領するに際し、平成30年7月31日から令和元年7月25日までの間、98回にわたり、多数人の借受人をして、被告人が管理する他人名義の普通預金又は普通貯金の合計3口座に、合計258万4,500円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の持参又は郵送による提出窓口)

〒990-0046 山形県山形市大手町1番32号

山形地方検察庁 被害回復給付金担当 電話番号 023-673-0678

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）を被告として、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所（山形地方裁判所）に提起しなければなりません。